

平成28年熊本地震

一部損壊世帯（修理費100万円以上）への「災害義援金」のご案内 （令和3年（2021年）4月1日現在）

平成28年熊本地震の被災者の方に対して、全国並びに海外の皆様から寄せられた義援金を、熊本市災害義援金配分委員会において決定した基準により配分します。

※日本赤十字社・共同募金会・熊本県・熊本市でお預かりした義援金は、その全額を被災者の皆様にお届けしています。

1. 配分対象及び配分額

○配分対象

住家が一部損壊の判定を受け、修理費用に100万円以上支出した世帯

○配分額

10万円

○修理の対象範囲

日常生活に欠くことができない部分の修理とし、内装や外構のみの工事、家電製品の修理等は除きます（詳細は下表のとおり）

対象となる 工事箇所・部分	・屋根、柱、床、外壁、基礎等 ・ドア、窓等の開口部（ガラス・鍵の交換も含む） ・上下水道、電気、ガス等の配管、配線、給排気設備（換気扇等） ・衛生設備（便器、浴槽等）、給湯設備（電気温水器等） ※上記の対象箇所・部分であっても、壊れていない場合の取り換えやリフォーム、グレードアップは対象となりません。
対象外の 工事箇所・部分	・内装（間仕切り壁、壁紙、天井の仕上げ、ふすま、障子等、畳） ・外構（門、車庫、カーポート、塀、柵等） ・家電製品

2. 必要書類等

<提出書類等>

- 申請書（「様式 1-1 個人申請用」）
- 住家のり災証明書（写し可）
- 修理工事の領収書（写し可）
- 振込口座の通帳の写し（振込先は、原則として被災者（世帯主）名義に限ります）
- 印鑑（認め印可）

<確認書類> ※提出の必要はありませんが、申請時に窓口で確認させていただきます。

- 修理工事の内容がわかる書類（工事内訳書、工事明細書、見積書、工事前後の写真等）
- ※ 工事内訳書等の修理内容がわかる書類が無い場合は、窓口にて内容をお伺いします。

3. 申請期限

令和3年(2021年)5月13日(木)まで

4. お問い合わせ

中央区福祉課	096-328-2312	東区福祉課	096-367-9127
西区福祉課	096-329-5403	南区福祉課	096-357-4129
北区福祉課	096-272-1118	健康福祉政策課	096-328-2972

(月～金曜日の8:30～17:15(祝日除く))

5. 申請窓口

各区福祉課(月～金曜日の8:30～16:00(祝日除く))

6. 賃貸住宅の取り扱い

賃貸住宅の場合、所有者が修理を行えず、賃借人が自ら修理を行いその費用を負担した場合は、配分の対象となります。

※自己所有の共同住宅(マンション等)にお住まいの方は、「自己所有の共同住宅(マンション等)にお住まいの方・管理組合の方」用のご案内文をご覧ください。

注意事項

1. 申請書の記載誤りや内容に疑義等があった場合は、個別にご連絡させていただく場合があります。記載漏れや誤りが無いようご注意ください。
2. 義援金の申請受付後、審査のうえで支給を決定します。毎月末日までに申請された分について、翌月25日(休日の場合は翌営業日)に指定の口座に振り込みますので、予めご了承ください。
3. 支給に当たっては、決定通知書等は送付しません。指定の口座への振込みをもって、決定通知に代えさせていただきます。
4. 支給前に、世帯の全員が亡くなられた場合は、配分対象となりません。
5. 修理費用には対象外となる工事箇所・部分に係る修理費用は含まれません。
申請内容に虚偽があった場合は、受け取った義援金を速やかに返還して頂きます。
6. 今後、追加配分があった場合は、改めて申請する必要はありません。申請時に指定された口座に追加で振り込みます。